

# 福岡県公報

平成二十一年六月二十六日  
第二千九百八十三号  
増刊 ①

## 目次

### 選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

正誤

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令(平成二十一年福岡県教育委員会教育長訓令第二号) 中正誤

### 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十一号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

指定した施設の表福岡市東区の項中

香山県営住宅集会所	福岡市東区香住ヶ丘二丁目三九番一号	を
蒲田市営住宅集会所	〃 〃 蒲田一丁目一四番	
蒲田市営住宅集会所	福岡市東区蒲田一丁目一四番	に改め、

同表福岡市城南区の項中

長尾市営住宅集会所	〃 〃 樋井川四丁目一六番二号	を
片江県営住宅集会所	〃 〃 片江五丁目一六番三号	
中浜町市営住宅三四棟北側集会所	〃 〃 鳥飼七丁目三四番	

長尾市営住宅集会所	〃 〃 樋井川四丁目一六番二号	に改め、
中浜町市営住宅三四棟北側集会所	〃 〃 鳥飼七丁目三四番	

同表福岡市早良区の項中

有田市営住宅一〇棟横集会所	〃 〃 有田団地一〇番	を
小柳市営住宅集会所	〃 〃 田村四丁目一番	
次郎丸市営住宅集会所	〃 〃 次郎丸三丁目三〇番	

有田市営住宅一〇棟横集会所	〃 〃 有田団地一〇番	に改め、
次郎丸市営住宅集会所	〃 〃 次郎丸三丁目三〇番	

同表久留米市の項中

京町校区公民館	〃 〃 大石町一四三の一	を
篠山校区公民館	〃 〃 城南町二二一/二八/二九/	

京町校区コミュニティセンター	〃 〃 大石町一四三	に改め、
篠山コミュニティセンター	〃 〃 城南町二二二八	

同表飯塚市の項中

飯塚総合会館	飯塚市新飯塚二〇番三〇号	を
飯塚市立岩公民館	飯塚市新飯塚二〇番三〇号	に改め、

同表大野城市の項中



21 ・ 4 ・ 1		発行年月日	
2949 増刊		番号 公報	
令 福岡県教 育委員会 教育長訓		種類	
2		番号 同上	
16	15	ページ	
		上	欄
		下	
19	7	行	
		備考	
第一条	第十五号を第十六号とし、 別表二第十項第十七号を第十八号 とし、第十六号を第十七号とし、	正	
第一条	第十五号を第十六号とし、 別表二第十項第十七号を第十八号 とし、第十五号を第十六号とし、	誤	

正  
誤

改める。

下真崎公民館	下真崎公民館
"	"
大字安真木五六五四	大字安真崎五六五四
に	を